

## 商法

次の【設問】の(1)(2)の両方に答えなさい(配点は2:3)。解答に際しては、適宜、条文を挙げる。解答用紙は、表面(30行)のみを使用すること。

### 【設問】

1. 甲株式会社(以下「甲社」という。)は、公開会社である。甲社にはABCの3人の取締役がおり、Aが代表取締役であったが、3人の取締役の全員が任期満了となる令和7年6月20日の定時株主総会で、Aの息子で総務部長だったDをCと交代させ、ABDが取締役に選任された(以下「本件決議」という。)。本件決議に先だち、株主総会では、株主であるPから候補者のDについて、取締役としての適格性を知るために入社後の職歴を問う質問が出されたが、議長のAは理由を示すことなく一切の回答を拒んだ。
2. 株主総会の閉会直後に、ABDにより取締役会が開催され、取締役会の決議でDが代表取締役社長に選定された。取締役と代表取締役の就任の登記が、同月25日に行われた。
3. 同年7月10日に、Dが「甲株式会社社長」の肩書きで甲社を代表して、乙株式会社(以下「乙社」という。)との間で、甲社の保有する不動産を乙社に5000万円で売却する契約が締結された(以下「本件売買契約」という。)。なお、甲社にとって当該不動産は重要な財産には該当しない。本件売買契約に当たって乙社を代表したQは、上記1の事情を一切知らなかった。

- (1) 現在が令和7年8月15日であるとして、甲社の株主であり、甲社の発行済株式総数の3%に相当する数の株式を令和6年5月から保有するPは、本件決議の効力を争うためにどのような法的手段を取ることができるか、その法的手段は認められるか。
- (2) 乙社が本件売買契約を根拠に甲社に対して目的物である不動産の引渡しを請求したときに、甲社は、本件決議が効力を持たないことを理由にこの請求を拒むことができるか。

(80点)